

アダム・スミスの租税論

納富， 一郎

<https://doi.org/10.15017/2920587>

出版情報：経済論究. 44, pp.33-67, 1979-01-20. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



アダム・スミスの租税論

納 富 一 郎

序 章	問 題 の 所 在
1 章	スミスの租税理論
2 章	スミスの租税政策論
3 章	スミスの租税制度論
4 章	歴 史 的 展 望

序 章 問 題 の 所 在

アダム・スミスの『国富論』は理論・歴史・政策の分野にわたる包括的な著書であることは周知のところである。このことは財政論についてもいいうのであろう。また、財政論は『国富論』第5篇、体系の最後に位置し、財政論について語ることは体系全体を何らかの形で語ることになるであろう。本稿は租税論というごく限られた財政分野の研究であるが、それにしても、とりあつかうべき範囲は理論・歴史・政策にわたり、体系的に整理することが必要であろう。本稿の第1の課題はスミスの述べるところをできる限り包括的、体系的に理解することにある。

第2の課題について述べよう。実は、第1の課題は財政学上の方法論論争とも関連している。論争は古典派財政論の学史的検討というよりも、むしろマルクス経済学^(註1)の立場からの財政学とは何か、という観点からなされたのであった。そこで、スミスや古典派財政論がとりあげられたのは、『国富論』の体系的性に注目されたからであった。しかし、他方では理論・歴史・政策の関連から^(註2)みて、『国富論』は歴史上の独自の意義をもっているとしても、誤った歴史解釈、したがってまた特定の立場からの理論と政策などの限界をもつとされた。^(註3)

本稿ではこの論争そのものについて詳論する余裕はない。ただ、この論争はいずれにしても、租税の理論的検討が不十分ではなかったか、と筆者は考える。古典派租税論・財政論の理論的検討・学史的研究というのが本稿の終局的課題である。現代における支配的財政論としてのケインズ派財政論に現代的関心が移行するのは、時代的な当然の要請であろう。しかし、だからといって古典派財政論の理論上の意義・問題点が無視されていいとはいえない。もちろん、筆者はたとえばスミス租税論の重商主義批判を、現代批判に類推しようなどと主張しているのではない。歴史的にはスミスの時代（産業革命の端緒期）に対応して、スミスの理論・歴史・政策論を考察すべきと考える。^(註 4)

論争はいずれにしても経済学と財政学との関連如何という点に問題の中心があった。このような点からみれば最近10年来、経済学史研究者から、いわゆる「後半体系」研究がなされてきたことが注目される。これは、従来のスミス財政論研究を超えて、よりスミスに内在的な理解をなそうとしている点で積極的な見解である。とはいえ、租税論についてはあまりふれられていない。また、租税理論とより具体的な政策論や制度論との関連についてふれていないという点で、スミス財政論の研究としては不十分であろう。^(註 5)

本稿は、以上のような点を考えて次のような構成をとる。第1章。スミス租税論の理論的側面を考察する。(1)課税と資本蓄積との関連から、租税の実体についてスミスがどう考えていたかという点。(2)租税の実体は所得の分配状態とどう関連しているのかという点。(3)このような経済的考察とは別に、政治的過程、ことに「公平」原則は、スミスによってどう考えられていたのかという点。以上(1)～(3)によって、租税と再生産、租税の機能、租税の「政治」的性格についてのスミスの見解を明らかにする。第2章。資本蓄積と租税との関連についての理論的側面を、歴史的文脈のうちに再検討して歴史的意義を考察する。重商主義批判というスミスの歴史的批判を概観し、同時に資本蓄積の構造と租税政策との関連を考察する。第3章。より具体的な租税制度（変革）論に関するスミスの見解を検討する。(1)まず、スミスの資本蓄積論の一部としての

租税（負担）転嫁論を考察する。(2)それを前提として18世紀の租税制度についてスミスの見解を検討したい。以上、第1・2・3章によってスミス租税論の体系的理解がなされ则认为。第4章。やや唐突ではあるが、スミス租税論の歴史的展望として、スミス以降の19世紀中葉に至るイギリスの歴史的現実からみるとどういふ評価がなされるか述べる。本稿ではおりにふれてスミス体系の批判が試みられているけれども、ここでは、より歴史的・理論的批判の必要であることを述べる。

註

- (1) 1950年代のこの論争に関しては以下を参照。武田隆夫 ①「マルクス主義経済学と財政学」有沢・宇野・向坂編『マルクス経済学の研究』1953年、岩波書店、所収。②『近代財政の理論』（大内・遠藤共著）1955年、時潮社。③「財政学における『基準』または『尺度』について」『財政学の基本問題』1960年、千倉書房、所収。島 恭彦①「社会科学としての財政学」『経済論叢』65巻 第1号、1950年。②『財政学原理』1954年、日本評論社。③「『安価な政府』論の再構成」『彦根論叢』46・47合併号、1958年。④『財政学概論』1963年、岩波書店。論争の要約として宮本憲一「財政学方法論」（経済学全集、林栄夫『財政論』別冊）1968年、筑摩書房。
- (2) 島恭彦氏の見解。前掲書の①を参照。なお②、③、④ではスミスや古典派は①とちがった視角から評価がなされていることに注意されたい。
- (3) 武田隆夫氏の見解。
- (4) この視点については佐藤進氏のリカード租税論の研究が参考となった。『近代税制の成立過程』1965年、東大出版会、所収。
- (5) 学史研究者として、故、広渡貞喜「スミス政治経済学の体系と国家の問題」九大大学院『経済論究』第21号、1968年。和田重司『アダム・スミスの政治経済学』1977年、ミネルヴァ 書房。山崎怜氏の 一連の研究。①「アダム・スミスの財政論」『香川大学経済論叢』第32巻第2号、1959年。②「『安価な政府』をめぐる諸解釈について」同誌第38巻第7号、1966年。③「『安価な政府』の 基本構成」同誌第42巻第2号、1968年。④「いわゆる『安価な政府』の定式化について」同誌、第47巻4・5・6合併号、1970年。⑤「アダム・スミスと国家」『国富論研究Ⅲ』1972年、筑摩書房、所収。⑥「『国富論』体系と国家認識」「『国富論』の成立」1976年、岩波書店、所収。

第1章 スミスの租税理論

(1) 課税と資本蓄積—租税の実体—

スミスの租税理論はまず、『国富論』体系における資本蓄積論において展開される。第2編第3章では、生産的労働と不生産的労働との区別という視角から、資本の蓄積が論じられる。明らかにここでは資本の循環・再生産の過程は生産資本（ $P \cdots P$ ）の循環形式について論じられている。^(註1)

さて、国家それ自体は価値を生産しない、剰余価値を生産しない不生産的な領域なのであって、このことは前提されている。^(註2) 国家のもろもろの活動形態について、それが資本の蓄積とどういう関連にあり、絡み合って運動するのかという点は別にして、少なくとも再生産という立場からみると租税（＝経費）は価値の消耗なのである。（W of N. 524. 526.）（以下、邦訳、頁数は大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波書店による。）であれば、課税は資本の蓄積とただちに「対立的」なものとしてとらえられるであろうか。スミスは、しかし、^(註3) そういう事実が思い浮かべられているのではあるけれども、この「対立的」な関係をそれ自体として分析している訳ではない。

スミスの説明を聞いてみよう。彼はまず単純再生産過程から出発する。ここでは社会の総生産物が2つの部分に分割される。第1に資本を回収する部分。第2に剰余価値の諸形態としての地代、総利潤収入。この第2の部分は収入として再生産過程からは分離されうる。価値回収という点から、租税は資本価値を侵害できない。しかし、スミスの説明では租税の実体が直接に剰余価値の諸収入形態にあるとするのではない。租税に関する説明は拡大再生産過程についてなされる。拡大再生産過程の基点は、剰余価値の諸収入形態が生産的な人手か、不生産的な人手か、いずれかに支出されることに求められる。歴史的に富国と貧国との差異を決定するものは、この資本の蓄積＝生産的労働の扶養に充てられる部分と不生産的労働部分との割合如何である。（ibid. 529）しかし、資本の蓄積は「収入の貯蓄」（＝投資）（ibid. 532—533）としてとらえられ、

これが社会の一般的状态である。(ibid. 537) ところで、課税と資本蓄積との「対立的」な関係はどこにも分析されていない。むしろスミスの主張はこの「対立」にもかかわらず、貯蓄の進行することであり、「経験的」にイギリスを例証として論じるのである。(ibid. 541—544) しかし、理論的にとらえるならば、拡大再生産の過程は生産的労働の雇傭（追加資本の充用）としてとらえられるのであって、他面では租税の実体は剰余価値の諸形態たる地代・利潤収入のうち不生産的労働への支出部面に求められるのである。だから、財政の諸活動が不生産的・浪費的であっても、それは一定の限界をもっている。そこで、第5編における次のような指摘が可能なのであって、租税は不生産的な労働（これは、さしあたっては、主として個人的なサービス支出への支出を念頭においている）の公共部門への移転として考えられるのである。「政府の経費をまかなうための収入が、その年度内に自由な、つまり（公債担保としての）抵当にいられていない租税のあがり高から調達されているばあいには、職人たちの収入の一定部分がある種の不生産的な労働の扶養から、他の種のその扶養へと転用されるだけのことである。かれらが租税として支払うものの若干部分は、疑いもなく資本として蓄積され、したがってまた生産的労働を扶養するのに使用されることもありえないわけではなかったろうが、その大部分はおそらく費消され、したがってまた不生産的労働を扶養するのに使用されたであろう。」(ibid. 1336)

スミスによる資本蓄積と課税との「対立」問題の「解決」は以上のようにしてなされたのであるが、従来これに関しては議論があった。(A)スミスにおいては、産業資本の立場から課税と資本蓄積とは対立するものと考えられていて、資本蓄積からみれば課税は有害であるのだが、にもかかわらず租税は必要なものとして前提されると、結局、課税は necessary evil ではないか。この点^(註4)は、しかし後の問題（租税政策・制度）とも関連することでここで十分な回答は与えられないが、すでにみたように、租税の負担は資本蓄積と「対立」しないのである。スミスは不生産的労働部分からの「転用」として問題を「解決」

したのである。ところで、このような不生産的な労働部分を仮定することは不当であると(A)の見解の論者は考へうるかも知れない。スミス自身はといえば、不生産的労働の説明は次のように経験的に妥当なものとして考へている。①社会の全体としての不生産的な個人サービス支出は「大地主」「大領主」「富商」らによって大部分が占められる。(ibid. 526—527) ②しかし、1人あたりの所得と不生産的サービス支出という関連からみると、その割合は「中産階級」においてより大きいであろう (ibid. 1232) こと。③さらに、①の観点から、生産的労働者も、すでに「経済成長」による賃銀の上昇を前提としているけれども、「ふつうの職人でさえ、もしかれの賃銀がかなりの額であるならば、…あるいは何がしかの租税を支払」う (ibid. 526) のである。従来の見解(A)はこのような説明について考へていなかったと思われる。

(註 5)

(B)ところで、租税は不生産的な労働部分の転用であるというのは、租税は一定の量的限界をもっているということである。この限界については、それが資本蓄積とともに拡大しうるのではないか。だとすれば資本蓄積と課税とは「両立」しうるのではないか。一般に課税と資本蓄積との「両立」あるいは「調和」については3つのケースが考へうるであろう。第1には課税の絶対的減少による資本蓄積分の解放。第2には課税の絶対的規模の不変な場合について、資本蓄積の進行する場合。第3に、課税の絶対的規模の増大する場合にも、資本蓄積が「それ自身の直接的増大」によって進行し、租税の増大する場合。すなわち、財政の規模の拡大可能なのは、正常な状態においては資本蓄積が「それ自身の直接的増大」によって拡大するばかりである。生産的労働と不生産的労働との区別においてスミスが強調しようとしたのは、実はこの課税の被規定的性格なのであった。論理的には、この第3のケースがもっとも限定性・被規定性を明らかにするものである。第1、第2のケースにおいては財政規模がそれ自体として独自に減少、不変であるという運動法則をもつことが論じられなければならないし、それは歴史的にはごく限られた場合にのみ妥当しうるにすぎないであろう。

(註 6)

これまでの議論を要約すると、われわれにとっては、租税が一定の限界を再生産において画されていること、この限界は社会的にみれば、不生産的労働部分にあたり、租税がその転用であることを明らかにすることによって「調和」が説明されることが重要である。また、この限界の量的拡大は拡大再生産の進行するかぎりでは可能である。しかし、これはいわば「マクロ」的な租税負担と資本蓄積との関連を、結果としての現象を静態的にみたにすぎないのであるから、資本蓄積の構造の分析や、租税の制度的枠組みを検討せねばならないだろう。

最後に簡単に、このようなスミス租税論の理論的性格について財政学史的に検討してみるとどのような意義が認められるであろうか。この点で重要な論点を主張されているのは小林昇氏の議論であらう。^(註9) スミスの見解はこれまでのところ課税の実体に関するものであった。しかしこれで問題が終えたわけではない。少くとも現代という視角からみるかぎりでは、逆に課税が資本蓄積に与える影響、有効需要との関連がとりあげられるのが一般的であるからである。このような視角から、スミスの租税論・財政論を検討されるのが小林昇氏である。もっとも、小林氏の議論の対象は、スミス・古典派對ケインズ派というのではなく、ジェームズ・スチュアートに対するスミスの学史的関係如何ということなのである。このような点からみればスミスには貨幣的経済分析の欠如→本来の「有効需要」概念の欠如という点に、スチュアートとの対照が認められるだろう。重商主義学説と古典派とのいわゆる「抽象的対立」(マルクス)の内実である。この「対立」は認められるとしても、課税やあるいは課税の実体の解明という点ではスミスのすでにみた見解は意義のあるものであらう。逆に、もし有効需要(の調節)論という視角からみれば、課税の実体の議論は、いずれが「科学的」に正しいかという点は別にしても、およそ不必要なものになるであらう。

(註10)

小林昇氏の見解は課税による有効需要の不足をスミスは感づいているにもかかわらず、それを展開していないということなのであるけれども、スミスには

確かにこれは欠如している。しかし、われわれがすでにみたように租税が不生産的労働部分の転用^(註11)であり、その量的拡大は資本蓄積の進行するかぎりにおいて可能であるとするスミス^(註12)の見解に対して、より「内在的」に批判するならば次のように考えられるであろう。資本の蓄積についてスミスが社会的な資本・所得の全体的な考察 ($w' \dots w'$) を試みなかったために、この蓄積の進行が「有効需要」の構成（投資と消費の構成）変化をもたらすことに注意を払わなかったことに、スミスの問題点がある。

註

- (1) 一般に古典派に共通するこのような視角のもつ意義については、『資本論』第2巻第1篇第2章参照。
- (2) 『剰余価値学説史』第4章「生産的労働と不生産的労働とに関する諸学説」原頁272—275参照。また、不生産的労働も独自の機能をもつことはいうまでもない。『資本論』第2巻第3篇第19章第2節参照
- (3) 島恭彦、前掲書④、p.25—6参照。
- (4) 武田隆夫、前掲書①参照。一般にスミスのいわゆる「安価な政府」の理解は、このようになされている。このような理解については経費論という領域から問題とすべきであろうが、ここでは租税論から問題を提起したい。① スミスの立場は産業資本のそれであることから、ただちに「必要悪」説を説明するのは誤りであろう。むしろ、スミスは資本蓄積にとって望ましい租税制度は何か、というところまで独自の方法で展開しているからである。これは論者も認めているところであろう。② たとえ、スミスが利潤の非課税を制度論として主張しているとしても、筆者が問題とする、スミスの資本蓄積と租税（負担）および租税の実体との関連の理論的意義とは、一応別のものであろう、ということである。
- (5) 経済史研究によると、18世紀にはいわゆる「僕婢階級」の総人口に占める割合は大きい。この点については小林昇「アダム・スミスにおける賃銀」『小林昇経済学史著作集Ⅱ』1976年、未来社、所収を参照。
- (6) 山崎怜氏の「安価な政府」論の説明を参照。前掲書、参照。
- (7) 『剰余価値学説史』第17章、原頁536参照。もっとも、これはリカードの見解に対する註釈である。
- (8) このような視角から従来（A）の見解に対して反対の所説を論じているのが山崎怜氏である。もっとも、氏の説明の中心は「安価な政府」論に関するものであり、スミスの経費論が主に検討されている。氏のいわれるスミスの相対的な「安価な政府」論の主張について筆者は異論はない。ただ、次の点に疑問を感じている。①一般にスミスの国家認識を「生産力」論、「分業論」の展開としてとらえ

られるであろうか。そのような視角から国家と社会、政治と経済との関連をみることは、いわばその関連を上から鳥瞰するのであって、論理的には分析的とはいえないのではないだろうか。このことは、生産的労働と不生産的労働の区別の意義をあいまいにし、課税の被規定性は説明されえないのではなかろうか。(殊に前掲書②p.25(註)について) ②氏のいわれる「生産力」論による「安価な政府」論と「歴史的に対決する」という主張はどのような内容のものなのか。(前掲書② p.42について)

- (9) 小林昇「国富論体系の成立」第9章『小林昇経済学史著作集Ⅰ，国富論研究(1)』1975年，未来社，所収を参照。スミスの有効需要論については同書，第5章参照。小林氏のもう一つの議論は租税と，その支出との総合的考察ということであり，もしそうするならばスミスのいう不生産的労働の移転というのは（例えば公共土木事業などの場合には）おかしいことになるとするものである。確かに，スミス自身も地租について，その公共事業支出を考えるのであるから（W of N, 1198）そういいうるだろう。
- (10) この点については林榮夫「財政学方法論」『現代財政学体系1』1972年，有斐閣，所収を参照。
- (11) これは『国富論』キャンナン版Vol.2, p381にみられるスミスの説明についてである。スミスは一般に内国消費税は価格に転嫁すると考えているが，その実現については不明確な点が多いことは，後に租税転嫁論（第3章(1)）においてふれる。筆者は，その不明確さがあるからといって，有効需要論の説明が必要だとは考えない。
- (12) スミスの $w' \cdots w'$ 分析の不十分性については，『資本論』第2巻 第3篇 第19章 第2節参照。

なお「年々の生産と消費との均衡」について，スミスの語っている箇所，（W of N, 738）を参照。

また，スミスは国家，財政をも含めた再生産循環についてふれていない点に注意すべきである。不生産的労働の転用という点では一応明らかにされているが， $w' \cdots w'$ 分析はなされていない。

(2) 租税理論の展開—所得分配と租税の実体—

すでにみたように，課税と資本蓄積との関連は「調和」的に考えられていたのだが，課税力はより具体的には所得の分配面において決定される。資本蓄積と共に所得の分配はどうなるのか。スミスによって租税は所得の分配状態を前提とした不生産的支出に求められたのであるから，われわれはスミスの所得分配

論（いわゆる国民所得の分配分）についてふれておく必要があるだろう。一般に分配論の租税論における重要性は、次のように考えられる。「個々の租税ではなく、租税制度全体を問題にすると、論者の頭の中には、彼が意識するといなどにかかわらず、その租税制度に対応する全社会の経済構造について何らかのヴィジョンがえがかれている。資本または財産の配分関係、所得の生産と分配の構造、階級関係等々である。それに対応して彼は租税負担の配分によって、経済体制を維持し、発展させ、あるいは変革することを考えるであろう。」われわれは所得の生産構造については第2章で検討するとして、ここではスミスの分配論をみておく。スミスの所得分配論は価格論と同じレベルで述べられ、価格論＝分配論であるとされる。あるいはスミスの分配論は要素報酬所得の理論であって、例えば単位面積あたりの地代、単位資本あたりの利潤、単位時間あたりの労賃率というものであるとされる。^(註 1) いずれにしてもリカードのような分配分の説明はスミスに期待しえないのであろうが、リカードとの対照は別にして、経験的に、事実認識として所得の分配の態様が述べられていることは確かなことである。というのは＜第1に＞スミスにとっては富裕な文明社会においては、全般的な富裕にもかかわらず、所得分配の不平等が存在することは自明のことであった（W of N. 79—80）からである。とはいえ、スミス自身の問題としたのは逆であって、歴史的・現実には不平等は事実として存在するにもかかわらず、「文明社会」では全般的な富裕が生じるのは何故か、というものであったことに注意すべきであろう。＜第2に＞社会の同一の発展段階、「商業段階」でも富裕の度合い、速度の異なる一方で、所得の分配構造もまた異なることは明らかであったからである。オランダ・イギリス・フランス・北アメリカなどの比較がなされるのである。われわれはここでは、ヨーロッパにおいて発展しつつある社会として、主としてスミスの分析したのはイギリスであるという理由からも、イギリスについての所得の分配に関するスミスの見解を要約しておこう。^(註 3) 発展的社会とは「国民所得の成長率」が年々増大しつつあるものであって、その状態は資本蓄積・土地改良・人口の増大などによってとらえられるの

である。(cf. W of N. 531—532, 432, 167) スミスの基本的な考え方は先の要素所得のタームでいえば、発展的社会では高賃銀率、高地代率、低利潤率が実現されるのである。(cf. *ibid.* 431—435)

(a) 労賃について

労賃を決定するのは、独立要因としての食料品の価格と労働需要とであり、他方で労働供給（人口の自然増加率としてとらえられる）は従属的要因である。労働需要の増大（率）は発展的社会では最大であり、したがってここでは労働者は富んでいる。さて、大ブリテンにおいては「現在のところ、大ブリテンにおける労働の賃金は、明らかに労働者が家族を養育するのにちょうど必要なものより多いように思われる。」(*ibid.* 172)「労働の実質的報酬つまり労働が労働者たちに獲得させうる生活必需品や便益品の実際の量は、現世紀をつうじて、その貨幣価格よりもおそらくさらに大きな割合で増加したであろう。」(*ibid.* 178) 労賃の「自然率」の上昇、→ 自然人口増→ 労働生産力（分業）の上昇をもたらすというスミス独自の「高賃銀の経済」論が展開される。
(註 4)

(b) 利潤について

周知のようにスミスは一般に、労賃と利潤との対抗的性格の認識はない。このことは利潤は生産物の価値からの「控除」である (*ibid.* 132) という規定にもかかわらずそうである。だから、利潤の量的な規定はただちに単位資本量あたりの利潤率というタームで表現されざるをえない。(*ibid.* 133) 資本の蓄積と同時に利潤率の自然率が傾向的に低下することが、利子率の長期傾向からみいだされ (*ibid.* 193), 利潤率は資本蓄積の最終点において生産物の販売競争の激化によって最低点に達する。(*ibid.* 198—199) イギリスにおいては利潤率が長期的に低下しているととらえられているが、利潤の絶対量は増大する。(*ibid.* 201) 利子・危険プレミアムを除いた純利潤は、少なくともそれが保証されねばならないという意味で利潤の最低率 (*ibid.* 205) であって、「たいいの場合、ごく穏当な報酬にすぎない。」(*ibid.* 1217) とされる。

(c) 地代について

地代は、労賃および利潤とは対抗的な性格をもっている。土地の「独占」的な私的所有を歴史的な前提とするイギリスでは（植民地北アメリカとちがって）地代は労働生産物への喰いこみである。（ibid.、134, 280）とはいえ、発展的社会においては資本の蓄積と農業部面における土地改良による土地の生産性の増大とは地代の増大をもたらずのであり、資本は土地所有とは対立しないのである。「ヨーロッパの現状では、地主の分けまえが土地の全生産物の3分の1（註5）をこえることはめったにないし、ばあいによっては4分の1にもおよばない。けれども、この国の改良されたすべての地方での土地の地代は、昔の時代からみれば3倍にも4倍にもなっており、…。改良の進歩するにつれて、地代は土地面積との割合においては増加するけれども、土地生産物との割合においては減少する」。（ibid. 526, 566）

以上がイギリスの状態についてのスミスの観察である。しかし、地代・利潤・労賃の分配の量的規定・相互関係は不明確であって、これは価値の生産と分配の理論との関連が説かれていない故である。

それはそうとして、このような分配論からスミスは一応次のことを明らかにしている。①発展的社会のイギリスにおける社会全体の分配状態は、全般的な富裕のもとで、1人あたりの所得の分配構造がピラミッド型をなすこと、（ibid. 1276—1277）②所得の支出局面は、所得の分配構造と、異時点間での所得上昇との関連で奢侈的なものに移行すること（ibid. 526）。そこで、われわれの問題に立戻してみると、租税の実体の議論と所得の分配構造との関連では、所得の上昇とともに租税は奢侈的な支出面に求められる。その源泉はイギリスにおける地代および利潤・労賃の一部であろう。

しかし、注意しなければならないのは、所得の分配理論はその不明確さの故に、租税負担の配分の理論と直接的な関連をもっていないということである。租税負担の配分はむしろ租税転嫁論において説明されている。これについては後にふれる。

註

- (1) 島恭彦, 前掲書④, p.128 参照。
- (2) スミスの所得分配論については, これが一般的な説明であろう。これに対する見解として, 羽鳥卓也『古典派資本蓄積論の研究』1963年, 未来社, 第1章を挙げておく。
- (3) スミスの説明ではヨーロッパの商業社会としてオランダ, フランス, イギリスがあげられている。それぞれの国における所得分配については, ここではふれる余裕はない。スミスは独自の歴史段階論をとっていることは自明であるが, 本稿ではスミスの規定とは別に資本主義社会の「典型」として, イギリスを考え, 例証にふさわしいものとしてとりあげた。なお, 各国の所得分配について, 独自の観点からではあるが, 小柳公洋「スミスの『アメリカ型』国民経済への転換について(I)」北九州大学『商経論集』第9巻 第1号, 1973年を参照。
- (4) 「高賃銀」の経済理論の重商主義期の論者, スミスの各々の特徴については小林昇, 前掲「アダム・スミスにおける賃銀」を参照。その他に, 羽鳥卓也, 前掲書第1章 第5節参照。M・ドップ『価値と分配の理論』1972年(岸本重陳訳), 新評論, 第2章参照。
- (5) この点で, リカードとスミスは異なる。スミスの地代論については鈴木亮「アダム・スミスの土地所有論」『国富論の成立』1976年, 岩波書店, 所収を参照。

(3) 「政治的要素」について —スミスの「公平」—

「財政現象は政治・経済の複合現象である」。^(註1) 政治的なものとは一体何なのか。スミスにおける政治的なものの説明の独自性は何か。スミスの述べるところにしたがって考察しよう。

ヨーロッパの封建社会では, 「主権者は納税を拒否するには弱すぎる人々に課税することで満足せざるを得なかった。」(W of N. 1226) すなわち, 貴族的土地保有は免税され, 平民的なそれは課税された。また, フランスにおける徴税請負制度の存在についてスミスの触れている (ibid. 1300—1301) ように課税は, あるいは徴税権は, 直接に暴力的形態をとる。

これに反して, 「商業社会」においては各人は自由放任であって, 再生産過程は国家の干渉なしに成立する, とスミスは考える。ところが「商業社会」の成立は, 「暴力」を「助産婦」(マルクス)として必要とした。それは純粋な

経済過程の発展には時間を必要とし、それを短縮しなければならなかったからである。この過程が名誉革命後の「固有の重商主義」時代である。スミスは、^(註 2)この時代の終末期に『国富論』を執筆したのであり、それだけに重商主義批判もアキュートである。「わが（ブリテンの）商人や製造業者が自分たちの不条理にも抑圧的な独占を擁護するために、やかましくさわぎたてて立法府から強引に獲得した諸法律…これらの法律はすべて血で書かれているといってもさしつかえなからう。」(ibid. 954) これは国内産原料品の輸出禁止についてふれた文脈であるが、スミスはこれに対して「農業の子孫」としての工業の展開された、産業革命期の歴史的-highに立って次のように批判する。^(註 3)「市民のある階級の利益を促進するために他の階級のそれをすこしでも害することは、主権者が臣民のありとあらゆる階級に対して義務づけられている…、正義と公平に明らかに反するものである。」(ibid. 963) 「公平」の原則が主張されるのはこのような歴史的な文脈においてであることに、注意すべきであろう。すなわち、さしあたって「公平」原則は政治的性格をもっているのである。

問題は「公平」の基準である、とされてきた。「公平」原則は一般に応益説と応能説とに分類され、スミスはこのいずれであろうかと、論じられてきた。スミス自身とはいえば、「あらゆる国家の臣民は、各人の能力にできるかぎり比例して、いいかえれば、かれらがそれぞれ国家の保護のもとに享受する収入に比例して…貢納すべきである。」(ibid. 1186) とする。いずれに解釈するにしても、その展開の方が問題であろう。^(註 4)

筆者はむしろ、スミスの見解は「公平」原則を経済的分配（論）とは関連させていないことに注意すべきだと考える。所得の3つの分類のうち「1つだけにしか最終的にかけられぬあらゆる租税は、他の2つの収入に影響をおよぼさぬから、必然的に不公平なものだ」(ibid. 1186) けれども、このような基準についてはそれ以上の注意は払っていないのである。その後の展開においては、スミスの手法は、地代について「公平」な課税は何か、利潤については…、消費については…と考察するのである。(ibid. 1186) 明らかに「公平」^(註 5)

の基準は不透明なのであって、ヴェールにつつまれている。

さきに「公平」原則は政治的性格をもっていることを述べたが、スミスによる政治的過程の叙述、イギリスの現状はどのようなものであろうか。「公平」、「平等」は「国家の基本制度の諸原理」(ibid. 1349)であるが、現実には下院は「必ずしもつねに人民を代表させているわけではない」のである。スミスにとってこのような明らかな政治的過程を、しかし、スミスはただちに政治的変革によって替えようとするのではない。むしろ、政策としての保護制度の変革に重点を置いているところに彼の特徴があるのである。^(註 6)

保護制度の変革について、その論拠については第2章においてふれよう。「公平」原則・基準のあいまいな説明はどういう帰結をもたらすのであろうか。これについては第3章においてふれよう。

註

- (1) 林栄夫、前掲書、p. 2 参照。
- (2) 「固有の重商主義」というのは、小林昇氏の造語であるが、原始蓄積期のいわゆる保護主義を eigentlich な重商主義とするのである。
- (3) この歴史的過程については大河内曉男「18世紀スコットランドと『富裕の自然のコース』」『国富論研究・Ⅱ』1972年、筑摩書房、所収を参照。
- (4) スミスの「家屋資料」税に対する見解は、どちらかといえば、応能説的であり、地租に関しては根拠として利益説、しがって応益説であり、消費税については応益説であると筆者は考える。いずれにしても比例税である。応益的、応能的な根拠から租税制度全体を考慮しているとはいえないし、税率構造を検討しているともいえない。
- (5) このようなスミスの考え方をケネディーは「非補整的」(non-compensatory)と名づけ、18世紀の論者に共通する「思考」であるとしている。ケネディーの問題とするのは租税制度に支配的な租税負担の分配の思想である。19世紀中葉のイギリス税制について支配的な租税思想を「補整的」compensatory な思想として、これを基準にして全体の議論が組み立てられている。筆者は19世紀中葉の税制が全体としての分配的「公平」を実現しているのかという疑問点をもつ。

WILLIAM KENNEDY “ENGLISH TAXATION 1640—1799, AN ESSAY ON POLICY AND OPINION” 1913, 参照。

また、U・K・ヒックス『財政学』(巽博一・肥後和夫訳)1962年、東洋経済、訳書 p. 139 参照。

- (6) スミスのこのような特徴を「経済主義」として、その論拠を「生産力論」に求めているのが山崎怜氏である。イギリスにおける「安価な政府」をめぐる「政治主義」的潮流とスミスに代表される「経済主義」的潮流との対立と融解について興味ある指摘をなされている。前掲書②, ③参照。(cf. W of N. 1259)

また、スミスは自由貿易の実現は、個人の私的利害に対立するために、ユートピアであろう (ibid. 701) と考えたのであるが、自由貿易運動の財政、政治的過程については、土生芳人『イギリス資本主義の発展と租税』1971年、東大出版会、第1・2・3章参照。

第2章 スミスの租税政策論

(1) 重商主義政策批判

第1章において資本蓄積と租税との「調和」がスミスにおいては考えられていることを指摘した。ここでは、資本蓄積の構造と租税との関連が問題となる。スミスの歴史批判・重商主義批判をまず考察するのが妥当であろう。

重商主義の体系は、スミスの時代には近代の体系であり、しかも「わが国でもっともよく理解されているものなのである。」(W of N. 643) スミスの重商主義体系の歴史的位置づけは、「富裕の進歩」のさまざまな歴史的段階の一つの近代的体系であり、スミスの時代には「富裕」の進行を押しとどめるものであるとされている。スミスの重商主義認識について検討することは経済史上の研究を必要とするであろうが、これについては詳細な検討がなされているので、もはやふれる必要はないであろう。^(註1) とりあえず、ここではスミス自身は「外国貿易の子孫」としての工業を中心とした輸出型・外国貿易志向型の国民経済、しかもそれは国家の保護制度と結合して、他方では農業部門はそれ故に未改良・未耕作の状態にあるものとして、市場・産業構造の型をとらえたものとして、理解しておく。また、スミス自身の理論的出発点は原始蓄積＝「固有の重商主義」をすでに前提として与えられたものとしている点を理解しておけばよい。

原始蓄積過程における国家の機能は、植民制度、保護関税政策、公債政策な

ど一応とらえられてはいるが、財政史研究者が内国消費税、地租を原始蓄積のテコとして理解しているのとは異なっている。したがって、スミスの説明は原始蓄積の組織的、「体系的な総括」(マルクス)の一部のみをとりあげたという点で不十分なものであろう。この点は別として、また制度(認識)については後にみるとして、われわれはスミスの重商主義に対する批判の仕方の方を考察しよう。

「富裕の進歩の差異」として歴史を叙述し、またその差異の原因として重商主義政策をとらえて分析するのは、第3・4編の課題であった。その理論的基礎は資本蓄積の自然的なコースに関する理論(第2編第5章)であった。この理論は次のように考える。〈第1に〉資本の利潤率はどのような部門でも等しいということ。〈第2に〉資本の投下1単位あたりの生産的労働の雇用量(=付加価値)の大きさは農・工・商業の順位であり、外国貿易は最後に位置する。〈第3に〉したがって歴史的には資本の一定の量的限界内では、農・工・商業の順位に資本投下がなされるのが「自然的」であり、この場合には与えられた資本供給において国民所得の極大化が達成される。したがって重商主義の体系を貿易差額説とし、その政策としてとらえるならば(ibid. 648)、投資の順位、市場の構造は全く転倒されているのである。これが歴史的批判の基準・骨格である。以下では保護関税政策(輸出奨励金、輸入の禁止、戻税、差別関税、植民地産品輸入奨励金など)と植民制度についてみておこう。

(a) 保護関税制度の役割について

保護関税政策の歴史的役割は、①国内産業の育成(ibid. 682)②外国市場の開拓(ibid. 754)などの利益をもたらすことはスミスの認めるところである。しかしこのような利益の国民経済に与える影響の評価は、さきの歴史理論に照らしておこなわれる。社会全体としてはそれは有害であったとするのが、スミスの特徴である。

(b) 政策の帰結について

国内産業の保護は特定の産業部門による「国内市場」の「独占」(ibid. 201

—202) を形成する。これは価格の上昇によって、あるいは補助金として超過利潤を獲得させ、社会全体の利潤率は高くなる。資本の配分、投下は平均利潤の前提がくずれ去って特定の分野に偏倚する。この点は輸出奨励金も同様の役割をもつ。スミスの論拠はこの場合には自由貿易論によるものであって、それは生産力の絶対的な優位を前提としている。すなわち、奨励金が必要とされるのは国際的に不利な部面であるから奨励金は社会的な資本の配分のロスをもたらすと判断されるのである。

それでは農・工・商業の資本投下の自然的コースに沿ったと思われる穀物輸出奨励金についてはどう判断すべきであろうか。スミスはそれが穀物生産にとって有利であったかどうかを基準として次のように論じる。穀物輸出奨励金は国内市場を犠牲として「独占」として作用する。国内市場における穀物価格の上昇は、労賃の上昇、原材料の価格上昇をもたらし、工業生産物の価格の上昇をもたらし。結局、農業資本家、地主にとっては、相対価格の変化によって実質所得は増大しないのである。^(註4) そればかりか工業生産物の輸出にとっては、穀物価格の上昇は一国の銀価値の低下であるから、マイナスに作用すると考えられる。要するに、穀物輸出奨励金もまた有効な政策たりえないと考えるのである。^(註5)

(c) さて、注意すべきは、外国市場開拓の批判は時論としての植民地体制の批判なのだということである。植民地アメリカは2つの手段によって母国イギリスによって利用されている。差別的な関税制度および原材料その他の輸入奨励金である。

母国イギリスにとっては相対的に安価な原材料の獲得であり、コストの軽減である。しかし、他方では植民地貿易により多くの資本をひきぬいたのであり、仲継貿易に貿易の方向を変化させ、貿易構造上ではイギリス資本の「独占」は利潤率を高め、そのことはヨーロッパ貿易上不利になる。植民地アメリカにとっては母国イギリスとの間に貿易が限定され、貿易品目の制限は発展にとって耐えがたいものになるであろう。こう考えると、植民地をめぐる高価な

戦争は、徒らに公債の累積と、租税負担の重圧をもたらしているのであって、この負担は遠からず限界に達する。だから、窮極的には植民地を放棄すること、このことによってのみ母国は財政負担を軽減しうるのである。

(2) 政策的含意

このような原始蓄積国家の財政批判は実は体制そのものの批判なのであるが、財政政策的になどのような含意があるのか、要約的に述べておこう。「自然的自由」の体系のもとでは、財政（租税）政策は次のように機能すべきである。①植民地体制をめぐる高価な戦争、戦時公債の累積に対する批判は、「基金制度」の批判であり、「年内経費支弁論」の主張である。^(註6) ②「経済成長」は平均利潤の保証される場合に最大速度で進行するとスミスは考えるのであるから、租税はそれを阻害してはならないのである。この点では、農・工・商業の資本投下の順位も奨励すべきものではなく「自然のコース」なのであるから、平均利潤の法則性に自由に放任されるべきである。スミスの租税原則の第4原則はこういう歴史的・理論的根拠によって主張されているのである。^(註8) ③外国貿易は生産力の優位にもとづく国際的な商品交換であり、関税政策は保護的機能をもつべきではない。収入を目的とする関税はそれ故に、限定的なものになるであろう。以上の様な政策の展開が考えられるのであるが、より具体的な制度変革は『国富論』第5編において論じられ、われわれは次章でそれを考察する。

註

- (1) 小林昇「『国富論』における歴史批判」, 「『国富論』の歴史像と原始蓄積」, 「『国富論』と重商主義」, 「アダム・スミスと重商主義」, 前掲「小林昇経済学史著作集Ⅱ」所収を参照。
- (2) スミスには一般に重商主義の固有の役割についての認識がないことは註(1)の著作によって明らかである。さらに内国消費税（エクサイズ）、地租について「重商主義体系」において（第4編）論じていないことに注意すべきであろう。内国消費税に原始蓄積のテコとしての役割を認め、歴史的に考察したものとして、佐藤進、前掲書第1・2章参照。これと対立的に地租にその役割を認めたものとし

て、石坂昭雄「租税制度の変革」『西洋経済史講座Ⅳ』1960年、岩波書店、所収を参照。地租の歴史的意義を農民層の分解について検討したものとして、ハバカク「1680—1740年のイギリス地主制」『18世紀イギリスにおける農業問題』川北稔訳、未来社、所収を参照。また、いずれにも意義を認めるものとして、隈田哲司『イギリス財政史研究』1971年、ミネルヴァ書房、参照。公債の累積が内国消費税の負担増大となる財政制度（構造）の検討については、舟場正富『イギリス公信用史の研究』1971年、未来社、参照。

- (3) この理論そのものについては批判がなされている。たとえば、内田義彦『経済学史講義』1961年、未来社、p.202—209 参照。小林昇「国富論体系の成立」第7章、前掲を参照。しかし、この理論はそれに続くスミスの歴史認識にとっては必要なものであったことが認められている。
- (4) いわゆるスミスの穀物価値尺度論については、羽鳥卓也『古典派経済学の基本問題』1972年、未来社、「補論Ⅰ アダム・スミスと重商主義」参照。
- (5) 以上のようなスミスの保護貿易政策批判は、逆に、いわば国内市場の重視である。1820年以降の自由貿易運動の必然性を保護貿易政策の限界について検討されたものとして、土生芳人著、前掲書、第1章を参照。土生芳人氏は保護貿易の制限性を、国際収支の状態、穀物法などに求めている。スミスには、そのような視角はない。
- (6) 「基金制度」という概念については、舟場正富、前掲書、参照。
- (7) 「年内経費支弁論」については、同上、第7章参照。スミスにおいてもまた公債累積の過程の叙述や、年内経費支弁の叙述はみられる。(W of N. 1316—1334, 1336) しかし、スミスの場合にはその“歴史的法則性”が明らかにされていないとされるのである。重商主義期からみれば、このような評価がなされうであろう。
また、スミスの公債論がもっぱら租税負担の増大という視角から論じられていることの理論的・歴史的意義については、古川卓萬「アダム・スミス公債論の研究」大分大学『経済論集』第21巻 第4号、1970年、参照。
- (8) 「租税が人民のポケットからとり出すにしても、ポケットのそとにとどめておくにしても、その分が国庫に納入される分よりも多額になりうるのは、つぎの4つのしかたにおいてである。……第2に、租税が人民の産業活動を妨害し、ひじょうに大ぜいの人に生活資料や職業をあたえるかも知れぬような事業の一定の諸部門に、人民が従事するのを阻止することがありうる。つまり……納税しうる元本のあるものをこのようにして減少させる」ばあいである。(W of N. 1188)

なお、ケネディー、前掲書は、第1原則を分配上の原則、第2～4原則を非分配的原則として分類しているが、それではスミスの真意は理解されないだろう。一般にケネディーの方法に対する批判については宮本憲一「ペティ財政学の位置」『金沢大学法文学部論集』法経篇 第1号、1953年参照。

- (9) 保護貿易が不必要であるとするスミスの根拠は、産業革命の端緒期の生産力の発展という歴史的根拠による。たとえば、W of N. 698 参照。

第3章 スミスの租税制度論

(1) 租税転嫁論

制度論を論じる前に、租税転嫁論を分析すべきだと考える。転嫁論そのものの理論的意義についてはいろいろな見解がありうるだろうが、筆者は制度的な含意を知るうえで必要だと考えるからである。

まず、転嫁論の前提について検討しよう。社会の総収入は生産物価値からなり、純収入は「資本の維持費」をさしひいた残余である。(第2編 第2章)すなわち、地代・利潤・労賃である。しかし、労賃については事情が異なる。すなわち、労賃収入は生産資本の循環の立場からは、「資本を回収する部分」(W of N. 525)である。(第2編第3章)しかし、スミスの純収入論は正式に説明されているところでは労賃を含んでいる。したがって、「あらゆる租税も、けっきょくこれらの異なる部類の収入のいずれかから、または無差別にそれらのすべてから、支払われるにちがいないのである。」(ibid. 1185) といえ、転嫁・帰着論の分析は「これらの租税をかけることを目的とする元本または収入の源泉から支払われない」(ibid. 1180) こと、したがって租税の支払われる源泉は何かを明らかにすることである。あらかじめ述べておくと、スミスの租税転嫁論は、これらの所得分類にしたがって説明されると同時に生産物—奢侈品と必需品、工業生産物と農産物とに分類—の分類によって説明される。以下では所得分類によって要約する。

(a) 地代について

地代は一般に剰余（不労）所得である。転嫁論の説明はいわゆる価格の“分解説”によってなされている。地代への直接課税は借地人の平均利潤を前提とすれば、地代に帰着する。(ibid. 1191) 農業・土地生産物課税は同様の前提によって、地代へ転嫁・帰着する。(ibid. 1202) これに反して、工業生産物

課税は価格に転嫁され、「消費者」としての地代にその一部が帰着するであろう。(ibid. 1256) こうして地代は所得の分配—支出両面において課税されるのである。とはいえ、地代は土地所有の不労的な果実であるばかりでなく、土地の改良投資によって増大するのであるから、地代への直接課税は土地所有(註1)と土地改良との関連で異なる影響をもつ。土地所有者が土地改良をするかぎりでは多かれ少かれ、土地所有者の耕作意欲を阻害する。それ故に政策的には地代課税はこの場合には軽減されてよいと考えている。(ibid. 1196)

また、敷地地代に対する課税は転嫁しないと考えられている。(ibid. 1212—1213) スミスの見解は土地改良について例外的であるが、全体としての租税制度を考察する場合には地代は一般に課税の主たる帰着先である。(ibid. 1213)

(b) 利潤について

利潤課税においては、平均利潤が前提とされている。だから一般に利潤課税は(労賃の自然率を前提すれば)価格に転嫁される。農業利潤・生産物に対する課税は、しかし、借地条件における地代契約に拘束されて農業利潤への課税となる。(ibid. 1229—1230)(註2) 工業生産物の場合には、利潤は(平均率を前提として)価格への転嫁—上昇という方向をとらざるをえないけれども、価格の実現はそれだけ困難となるであろう。(ibid. 1293) 奢侈品課税であれば税込み価格の実現は消費者の性向が一定であれば可能である。消費性向が一定でなければ、税込み価格の実現は困難であり、生産の減少によってのみ価格の実現が可能であろう。しかし、この場合には所与の利潤実現は不可能であろう。(註3) しかし、利潤の部分的な課税は、さきにのべた農業利潤を別とすれば、資本の移動によって転嫁可能であり(ibid. 1229)、全体的な利潤課税は利子へ転嫁される(ibid. 1232)ことで解決されると、スミスは考える。利子は地代と同様に価格の純剰余であり、利子への直接課税は貯蓄の量には影響しないし、したがって利子率に影響しないと考えられている。(ibid. 1218)

(c) 労賃について

労賃への直接課税・生活必需品課税は、労働の価格＝労賃率の上昇をもたら

す。しかし、さらにそれは、利潤課税とはならず転嫁される。すなわち、さきにみたように平均利潤の前提のもとでは地代・利子・および富裕な消費者へ帰着する。(ibid. 1243—1245, 1254) ところで、この転嫁の過程は労働需要と食料(必需品)価格が実質的に不変であることが前提とされている。(ibid. 1242—1243) 労働需要に関連して社会のいろいろな状態が分析される。労働需要の増加(=「資本蓄積」)率にしたがって、社会は進歩・停滞・衰退状態として描かれ、労賃の自然率はその如何によって決定され、労働者の生活水準も決定されると、スミスは考える。(第1編・第8章 参照)

さて、労働需要の増大する「状態」においては労賃率は増大傾向にあって、労賃課税は労賃率の上昇となる。利潤の平均率を前提とすれば一般に価格に転嫁されるが、これについてはすでにのべたとおりである。価格実現が問題であるが、スミスの発展的社会においては生産性の上昇が価格の低下をもたらすこと、低利潤率が労働の高価格を相殺することが考えられうるであろう。(cf. ibid. 190, 424) しかし、スミスは一般に生産性の上昇は生産的労働の雇用増大として考えていることに注意すべきである。

しかし、逆に労賃・生活必需品課税が、労働需要の減退をひきおこす可能性が考えられている。(ibid. 754—755, 1244, 1287 および 1355) 具体的にはオランダが例証として挙げられている。(ibid. 1305) 労賃課税が労賃率の上昇(註4)ではなく、そのひきさげに帰着する場合には、生活水準の低下→人口メカニズムが作用して労働供給の減少となるであろう。労賃課税が労賃の上昇となるばあいには、所与の利潤量は実現されず、したがって雇用の減少となるであろう。いずれにしても産出高は減少する。(同上参照) これはいわば、「停滞的な状態」である。スミスの説明では、こういう「状態」描写が中心となっているのであって、それがオランダ型、イギリス型として区別されているのである。だが、もしそれを論理的に動態的な理解をするならば、労賃の下落、上昇と利潤実現との関連は不確定的なのであるから、労賃課税の転嫁の過程・帰着分析は不確定的となるであろう。もっとも、スミスは「発展的社会」の人口メカニ

ズムによる調整作用を楽観しているのだ (ibid. 180—181) と考えられる。

(d) 要 約

どのような租税制度であれ、租税の転嫁理論は経済過程の「モデル」によって決定される性質のものである。スミスの場合には、利潤率の均等化＝資本移動の自由、地代・利子の価格「剰余」という決定過程、労賃の自然率が前提とされ、スミスの資本蓄積「モデル」の一部として転嫁論が展開されている。^(註 5)ただ、価格の実現については「消費者」の支出性向によって不確定的であり、労賃課税についても不確定的である。また、資本の競争条件や課税による相対価格の変動についてはネグレクトされていて、こういう点は「モデル」の不十分性といってよいであろう。このような不確定性はあるけれども、一応は「実証的」な分析がなされたのである。このような実証的分析の後に規範的な制度論が展開されるのである。それについては次節で検討することにしよう。

ところで、最後にスミスの転嫁・帰着の理論では課税後の所得分配はどうなっているのだろうか。市場過程における転嫁・帰着は、発展的社会において、産出高が一定の場合という正常な状態においては、利潤課税・労賃課税は生産物価格に転嫁され、実質的な所得分配は、利潤、労賃は不変であって地代および利子所得の減少となるであろう。さらに、立法的・行政的過程における転嫁^(註 6)について考えると、地代課税は転嫁しないけれども、望ましいものと考えられたのである。そして、課税後の分配状態から判断すれば、ピラミッド型所得分配に対応して課税表はおそらく「ゆるやかな累進」性をもつであろう。しかし、^(註 7)このような状態はスミスによって分配政策上、望ましいものと考えられた結果ではないことに注意すべきである。

租税転嫁論の固有の意義は、租税負担の配分上の対立的な関係を明らかにすることだと筆者は考える。が、スミスの説明は意識的に対立的形態をとり出す訳ではない。実証的分析によって、スミスは対立的な関係を考慮しているにもかかわらず、それは無意識的にとおりすぎてしまっているのである。それは、スミスは implicit に発展的社会 (本稿第 1 章 (2) におけるスミスの経験的な

分配分認識を参照されたい)を念頭においているからであろう。転嫁論はしたがって、分配上の望ましきという観点から論じられたのではなく、資本蓄積上の望ましきという点で租税制度を論じる場合の論拠となるであろう。それは具体的には地代課税の推奨である。以下では租税制度論を考察しよう。

註

- (1) スミスの土地改良投資と土地所有との関連は次のように考えられている。地主は土地改良家たりえない。(W of N, 594) gentleman, 小土地所有者, 大農業者の順位に土地改良的である。(ibid. 606) スミスの地代課税の軽減に関する慎重な配慮は, こういう理由による。なお, スミスの土地改良と地代論については, 鈴木亮, 前掲書, 参照。
- (2) スミスはさらに借地契約の更新については無条件に地主に課税が転嫁されると考えている。(ibid. 1230) が, それは説明されていない。転嫁しうるか否かは借地をめぐる競争条件によるであろう。ハバカクは, 「地租」および「10分の1税」を地主に転嫁できたのは, 借地農に対する地主層の需要によるとする。前掲書, p. 35~46参照。(また cf. ibid. 605. 633)
- (3) スミスの説明では一般に利潤課税は価格に転嫁されるが, 需給関係によって転嫁されえない場合のあることを考慮している。また, 奢侈品課税の説明は一般にいわれる価格弾力性の説明とは異なっている。
- (4) オランダはスミスの説明では, 富裕の最高度にある商業社会であるが, 成長率という点から停滞的である。スミスは全く逆説的に富裕の最高度にあるから, 生活必需品課税が負担されると述べている。(ibid. 694)
- (5) 筆者は後にも述べるように, スミスの転嫁論をこのように理解する。和田重司, 前掲書(第6章)は, やや異なった理解をされている。
- (6) 立法的・行政的転嫁については, 島恭彦, 前掲書④, p. 187—189参照。
- (7) Alan Peacock “Public Finance in The Wealth. of Nations”, in “Essays on Adam Smith”, ed. Andrew. S. Skinner & Thomas Willson, 1975. および, R. A. Musgrave “Adm Smith on Public Finance and Distribution”, in “The Market and the State”, ed. Willson & Skinner, 1976. 参照。

(2) 租税制度論

<A> この節では18世紀の租税制度とスミスの制度論との関連を考察する。当時の(18世紀)租税制度について「地租, 印紙税, さまざまの関税および内

国消費税は、ブリテンの租税の4つの主要部分を構成している」(WofN.1350)ことは財政史研究者の認めるところである。以下、代表的な「地租」,「関税」,「内国消費税」についてスミスの論じるところを検討しよう。(表参照)

大ブリテンの18世紀の租税収入

年	純 収 入 計	地 租 お よ び Assesed Tax	Excise	関 税
1688—1770	3,684 (100)	1,411(38.3)	928(25.2)	859(23.3)
1701—1710	5,130 (100)	1,890(36.8)	1,582(30.8)	1,379(26.9)
1711—1720	5,815 (100)	1,668(28.7)	2,100(36.1)	1,563(26.9)
1721—1730	6,075 (100)	1,433(23.6)	2,694(44.3)	1,606(26.4)
1731—1740	5,763 (100)	1,061(18.4)	2,884(50.0)	1,522(26.4)
1741—1750	6,762 (100)	2,122(31.4)	3,076(45.5)	1,319(19.5)
1751—1760	7,548 (100)	1,789(23.7)	3,607(47.8)	1,779(23.6)
1761—1770	10,277 (100)	2,139(20.8)	4,849(47.2)	2,385(23.2)
1771—1780	11,173 (100)	2,099(18.8)	5,272(47.2)	2,595(23.2)
1781—1790	15,062 (100)	2,778(18.4)	6,600(43.8)	3,541(23.5)
1791—1799	21,366 (100)	3,588(16.8)	9,562(44.8)	4,314(20.2)

単位：千ポンド 年平均収入を算出

〔出所〕 B. R. Mitchell “Abstract of British Historical Statistics”, 1962.
p.386~387.

(a) 地租 (land tax)

地租はもともと、「土地の地代ばかりでなく、すべての家屋の賃料と、公共社会に貸付けられたり、農業資財として土地の耕作に充当されたりしている部分だけを除外した大ブリテンのいっさいの資本的資財の利子との5分の1（ポンドあたり4シリングの税率。1693年の地租法）と想定される」（ibid. 1180, 1220）ものであった。地租は、しかし、実質的には地代（家屋）に対する税となった。（ibid. 1220—1221）また、地租はステロタイプ化して一定額の貨幣貢納となった。（ibid. 1190, 1206）すなわち、地代の評価が年々になされるわけではなくて過去の地代評価にしたがって課税され、各地方に一定の租税額が割り当てられるのである。このように当初の税法の意図からは逸脱してしまった地租課税は、スミスにとってはむしろ当然の過程である。スミスの転嫁論

では、地代は課税に適したものであるが、資本的資財の利潤は平均的であるかぎりでは課税されえないのであった。それ故にスミスのいわゆる「公平」原則は（本稿第1章(3)を参照）つぎのような内容のものになっている。スミスの考察する地租の「公平」化というのは、実は地域的な不均等発展の結果としての農業地代格差に対する「公平」な課税であり、そのために効率的な（税務）行政制度に他ならないのである。地租収入の増大が望ましいのである。土地の借地契約を地主・農業資本家が連帯して登記する制度がそれである。

さらに、地租が地代課税に帰着するためには、借地契約の近代化、資本制地代の成立が促進されるべきことが主張され（ibid. 1194—1195）、また、さきにみたように土地所有者の耕作意欲を阻害しない（ibid. 1196）ことに注意が払われている。

家屋賃料に対する租税は、敷地地代と借家人の賃料に帰着するが、そのいずれに帰着するかの割合は借家人の所得によって規定される需要の程度に依存する。（ibid. 1207—1210, 1212—1213）また、家屋賃料課税が富者にとって相対的に重い負担となることが、応能説的な公平の点から、婉曲的な表現であれ、認められている。（ibid. 1210, 1213—1214）

地租はこのようにして最も担税力のある地代課税であり望ましい租税制度である。（ibid. 1213）また、租税制度全体としては地租は他の租税と比較して理想的なものと考えられているようである。（ibid. 1244）

(b) 関税 (customs)

スミスの租税制度論・租税思想が歴史的に直接的な役割を果たしたのはこの関税改革についてである、とケネディーは述べている。^(註 1) 保護関税制度が産業・貿易の自由な発展にとって阻害条件であることは、第4編（本稿第2章(1)）で論じられた。第5編では、関税収入という観点から、保護関税制度は密輸・戻税・戻税の詐取などの弊害をもたらし、収入上の損失となることが実証的に（ibid. 1268—1270）論じられる。関税法の改革については、①関税品目の奢侈品への限定＝関税表の簡素化、②税率のひきさげ、③保税倉庫の設置（ibid.

1271—1277) などであって、これは当時の関税改革から19世紀中葉にわたって実現されるのであり、この点ではケネディーの述べるようにスミスの直接的貢献^(註2)といつてよいであろう。注意すべきことは、こういう改革は生産費の低廉を意味し、スミスの自由貿易論の土台となっていること、スミスの立場はイギリス産業資本のそれであるということである。(ibid. 1274—1275, 1355)

(c) 内国消費税 (excise)

内国消費税負担に対するスミスの歴史的考察からみておこう。生活必需品課税のふつうの労働者、^①「職人」に対する負担は、「すでに過重な租税を課せられているから、新税を課すべしとか、またかれらはすでに生活必需品に高すぎるほどの支払いをしているから、他の諸商品にも高すぎるほどの支払いをさせるべしなどというのは、かれらをつぐなってやる方法としてはたしかにもっとも不条理である。」(ibid. 694) 歴史的にはすでに生活必需品課税の負担は「過重」なのだろうか。むしろ、イギリスの状態はすでにみたように、労働の実質的賃率の上昇を実現している。それ故にほんの一部の生活必需品課税—石鹼・塩・ろうそく・なめし皮など—による価格上昇は、労働者の生活水準の上昇をだいなしにしないのである。(ibid. 178) また、これらの租税は「大きな収入を提供している」のであるから、「これらの租税を存続させるのは十分理由のあることかもしれない。」(ibid. 1259) 一般に、所得の上昇につれて消費が増大し、「人民の消費」に比例して内国消費税収入も増大するからである。(ibid. 1184, その他)

租税負担に関する認識は以上のようにあいまいさを含んでいるが、理論的立場からは、スミスは生活必需品課税には反対なのであって、奢侈品課税のみを認めるのである。生活必需品課税に対する反対は、労働者の生活水準の維持（^②「高賃銀の経済」については本稿第1章(2)参照）という立場から、また利潤実現という立場から（本稿第3章(1)参照）主張される。そこで、現行の内国消費税については「国内産の発酵酒や蒸溜酒の原料や製品に対する内国消費税が、支出に対するあらゆる租税の中でずばぬけて最大のあがり高をおさめてい

る」(ibid. 1277)のは、それ故に望ましい状態なのである。奢侈品課税は転嫁されて消費者の負担となるのであると、スミスは考えるのであるが、それならば全体としての負担はどうなっているのだろうか。下層および中流階級以下の人々に対して主として負担となることにスミスは気づいているのだけれども、ここでは社会の所得全体の分配について語っているのであるから、直ちに負担率の問題とはならないし、逆進的であるかどうかは問題とされないのである。(ibid. 1277) おそらく1人あたり所得についても考えてみると逆進的になるであろうが、それはスミスにとっては「自発的」な租税として考えられ、負担の問題は考慮されないのである。(ibid. 1289—1290)

生活必需品であれ、奢侈品であれ、いずれにしても負担の問題は十分に分析されたとはいいがたいが、それはすでにみたように、経済拡大過程と共に所得が上昇すること、奢侈的消費がなされることをスミスが前提としているからである。ところで、逆に経済成長にとっては奢侈品課税が、ぜいたく禁止法として作用することが望ましい。(ibid. 1255) 何故なら、スミスの資本蓄積「モデル」においては労働需要の増大に対応して労働供給の増加(人口の自然増加)が考えられ、奢侈品消費はこの人口増加にとっては阻害的に作用するからである。

(註3)

産業に対する影響という点では、特定の産業に対する内国消費税は価格の上昇—利潤実現の困難という点に注目している。(ibid. 1293) これは、重商主義体系の保護関税制度と逆の作用をもっているのである。転嫁論においては、一般にこれは資本の移動によって転嫁可能であると考えられていたのだが、ここでは(おそらく正当に)その困難性が指摘されている。内国消費税はこうして産業に対する「中立性」を阻害するのである。けれども、スミスはイギリスの税制は全体として、ヨーロッパの国々に比較して課税制度が統一されていることに注意を転換している。

(註4)

(d) 要 約

以上のような租税制度(変革)論を要約して、スミスは述べる。「地租をも

っと公平にし、家屋賃料税をもっと公平にし、現行の関税制度や内国消費税制度を（すでにみたように）改革すれば、大部分の国民の負担を増加させず、ただその重荷をもっと公平に全国民に配分するだけで、収入はかなり増加するであろう。」(ibid. 1348—1349) ここにはいろいろな含意がある。①平均的な租税負担率（対国民所得比率）は不変であることが望ましいが、所得階層別にみれば全体としての租税負担率構造は「累進性」をもつこと。②税収の増加は国民所得（労賃を含めて）の増大と共にもたらされるが、そのためには保護関税制度の変革・内国消費税の改革（先に述べたような）が必要であること。③全体として最適な租税制度は地代課税（地租）と奢侈品課税である。①～③の要約から分かることは、スミスは資本蓄積的な戦略をもった租税制度を主張していることであろう。

(註 5)

 そこで改めて問題となるのが「公平」の見解である。地租の「公平」化といってもスミスの場合には利潤は課税されえないのである。地主と産業資本家との対立は、もちろんスミス以降の時期の問題であっていまだ明確な対立としては意識されていないのであるから、これは最後に歴史的展望として検討する。ここではスミスの「公平」観と18世紀の租税制度との関連が問題である。財政史研究によれば、内国消費税負担と地租負担との対立がウォルポール体制（＝「固有の重商主義」の代名詞といわれる）を揺がす問題であった。またスミス以降では内国消費税の負担の限界がピットのアセスド・タックスの採用→所得税採用の根拠であった。公債の累積による租税負担の増大は、内国消費税の増大・負担増となり、地租負担が臨時的に地主に求められている間は初期産業資本家および商人資本と地主との政治的「公平」が維持されたのである。しかし、平時に地租軽減のための内国消費税計画が提案されることによって、地主と初期産業資本との結合の上に成立したウォルポール体制は揺らいでいくのである。産業革命期には逆に、内国消費税の負担の限界からピットのアセスド・タックス→所得税が成立してくるのである。このような歴史的変化のうちにスミスの租税制度論、「公平」の見解を考慮するならば、どのような歴史的評価

(註 6)

(註 7)

がなされるべきであろうか。内国消費税制度・関税制度の変革・地租の「公平」化などに関するスミスの主張は、ウォルポール体制後の重商主義の限界に対する批判であり、しかし、いまだに積極的なアセスド・タックス→所得税（利潤課税）の主張に至らない中間的な位置を占めているものと評価しうるのはなかろうか。

＜C＞ 最後に、スミスの租税理論や制度・政策論を学史的に位置づけ、理論的意義は何であったかを若干、考察しておこう。重商主義末期には初期産業資本と商人資本など、いわゆる *monied interest* の勢力の増大がみられ、彼らは内国消費税の増大に反対し、保護関税を要求する。スミスとこの時代の重商主義の理論家たちとの関連はどう考えるべきなのか。例えば、ケネディーは18世紀後半の租税に関する議論をスミスも含めて、「商業的見解」(*commercial view*)^(註 8)としている。しかし、むしろ相異をみることの方が、(重商主義批判家としての)スミスの理論を理解する上では重要であろう。重商主義の理論においては内国消費税・関税の負担が外国貿易上のコストとして認識されている。スミスの場合にはこのコスト認識は、すでにみたように、ない訳ではない。しかし、内国消費税に関するスミスの説明は、国内市場を中心とする資本蓄積論との関連でより多くとらえられている。^(註 9)①国内市場を中心とする産業の自由・平均利潤の説明から資本蓄積論が展開され、内国消費税は転嫁されることが主張されている。②資本蓄積＝生産的労働の雇傭論から、高賃銀の経済論が展開され、内国消費税の負担に対する批判は新しい意義をもっていること。③奢侈品課税は資本蓄積上の要請から(人口メカニズムを考慮して)積極的に主張された。④産業革命期の端緒にあつて、保護関税制度の不必要性を指摘し、自由貿易論が展開される。①～④はいずれにしても、スミスには資本蓄積論の土台があることに注意すべきであろうと考える。しかし、①については、産業部門間での相対価格の変化の影響など、「中立性」に関する深い考察がなされていない。

以上(A・B・C)を考慮すると、全体として、スミスの租税制度・政策・

理論は重商主義の理論家たちよりも一步進んで、産業革命期の段階を反映したものと評価しうるであろう。もちろん、すでにみたように、スミスの租税制度論は現実の歴史的過程を反映しているというのではない。そうではなくて、スミスの理論的貢献は、産業資本の蓄積にとって必要な租税制度・政策を経済(学)の根拠から説得的に展開したことにあるというのである。

最後に、スミスの見解を逆に19世紀の方から照射して歴史的展望としてみる
 とどう評価がなされるべきだろうか。

(註10)

註

- (1) ケネディー、前掲書、p.141—142参照。
- (2) 19世紀中葉の関税制度の変革過程については、土生芳人、前掲書、第2章参照。
- (3) ホランダール『アダム・スミスの経済学』小林昇監修、1976年、東洋経済新報。訳書 p.128参照。
- (4) 一般に「自由主義」段階の「中立性」とは平均利潤の法則を侵害しないということだと理解されている。その場合にも、その機構・制度的な説明が必要であろう。
- (5) セリグマンはリカードと対比して、スミスは土地所有の弁護論であると考えている。しかし、地租をもってスミスは地主の負担限界論を主張している訳ではないから、これは余りにも政治的な理解の仕方であろう。セリグマン『租税転嫁論』1927年、井手文雄訳、訳書 p.195参照。
- (6) 佐藤進、前掲書、第2章参照。(なお cf, W of N. 1275)
- (7) 同書、第3章、参照。なお、この所得税採用の根拠を佐藤氏は産業革命期の利潤所得の増大とも関連させて述べている。(p.102—112) 同様に Meisel の1801年の所得税統計を利用した土生芳人氏は、有産者課税としての初期所得税が旧支配層に対するものであったとしている。前掲書、p.35参照。舟場正富、前掲書は原蕃期とその末期の租税制度の段階的区別をなしている。p.35参照。
- (8) ケネディーは生活必需品課税に反対・賛成の両極に分類し、前者を「商業的見解」とする。前掲書、第Ⅶ章参照。
- (9) スミスと重商主義の理論家との関連は、詳細には、小林昇、前掲書「アダム・スミスにおける賃銀」および「経済学の形成時代」『小林昇経済学史著作集Ⅰ』所収を参照されたい。
- (10) 本稿では重商主義の諸議論については不十分な検討しかなされていない。むしろ、古典派財政論研究の緒口として位置づけることが許されるかもしれない。

第4章 歴史的展望

19世紀中葉から歴史的にみれば、スミスの主張は重商主義の批判という面から成功した。すなわち、アメリカ植民地を中心とする保護関税制度は解体され、内国消費税の増大は避けられた。しかし、他面ではこの過程は、アセスド・タックスに始まる所得税の生成の歴史過程でもあった。歴史は一本の道であって、スミスの考察した第1の過程は、後者の過程と同時進行したのである。スミスはどこにも所得税という課税形態について述べていないし、むしろ基本的に反対の立場であったと思われる。しかし、産業資本の確立のために^(註1)は、内国消費税・保護関税制度の限界の変革が必要であり、そのためには産業資本自体の負担が求められたのである。また、それだけに産業資本と地主との対立的側面が強調されねばならなかったものであり、この対立は所得税制をめぐる対立となって現われるのである。^(註2)

ところで、こうした租税負担をめぐる対立的な様相がスミスの理論では展開されえないのは何故だろうか。歴史的な段階の相違ということは別にして、理論的な問題として検討してみよう。租税負担の増大は、既存の税種では限界があり、また税率の増大を必要とする。「そして税種がふえればふえるほど、またありとあらゆる課税物件に対する税率がひきあげられればあげられるほど、人民はあらゆる新税に対してますますやかましく不平をこぼすから、新しい課税物件をみつけだすことも、既存の旧税の税率をもっとひきあげることも、ともにますます困難となるのである」(W of N. 1329)ことは、スミスの現実的認識であった。これは、実は18世紀原蓄国家の公債累積の必然性を論証しようとする文脈において主張されたものであるけれども、まさに逆に、19世紀中葉の歴史的課題は現われる。所得税成立過程は赤字財政(1830年代)を克服する過程である。スミスのいわゆる健全財政の主張は、公債所有者と納税者との対立ではなく、納税者の間での負担の分配の問題となる。しかし、すでにみたように、スミスの主張・説明では租税転嫁における対立関係には気づいていない

のであるし、所得の分配と租税負担の分配との関連は考慮されていないのである。だから、この「困難」が租税負担の量的拡大の「困難」だけではなく、租税負担の分配上の「困難」であるとは理解されえないのである。スミスの租税理論・制度論上の限界はここにあるのである。所得の生産という視角からみるかぎりでは、このような問題領域はおそらく射程にはいらないであろう。所得の生産構造は同時に所得の分配構造を規定するのである。所得税制をめぐる議論の対立は、この経済的過程の政治的な反映であった。

ここに至ると、スミスの議論は色あせて見えるのであり、それは問題とすべき時論や対決すべき現実が歴史的に異なったからであることはもちろん無視すべきではないが、理論的にはやはり欠陥というべきものであろう。所得税をめぐる議論の対立は所得の生産構造とともに分配構造を検討することなくして論じられないであろう。さらに、生産と分配の両面を考察することによって資本主義社会における所得税、殊に利潤課税の意義が明らかにされねばならないであろう。この点は、しかし、アダム・スミス以降の古典派の諸論者、リカード(註3)やJ. S. ミルなどの見解を、歴史的過程と共に検討することが必要である。そういう意味では、本稿は古典派財政論の学説史研究の序説として位置するであろう。

註

- (1) 利潤課税・利子課税について、スミスは次のように考える。「各人の私的な諸事情にたちいたっておこなわれる調査……各人の財産のあらゆる変動を監視しつつおこなわれる調査、だれにとっても、がまんならぬような、年百年中はてしない悩みのたねであろう。」それ故に、イングランドの地租は利潤・利子に対しては極度に輕課された、と。(W of N. 1218—1221)
- (2) 詳細な検討は、土生芳人、前掲書、第3章参照。
- (3) 本稿では直接触れえなかったが、所得の生産・分配の両面から、資本主義税制の本質的規定をなされたものとして、林栄夫「国民所得と循環と租税体系」『彦根論叢』第46・47合併号、1958年、参照。

また、日本における所得税の成立過程を検討された高橋誠氏は、所得構造の変化と対応して所得税制の変化、その機能を明らかにしている。所得構造というのは産業構造や所得の分配などを含めた概念である。高橋誠「初期所得税の形成と

構造』『経済志林』26巻1号，1958年。「明治後期の所得税制」同，27巻1号，1959年。「現代所得税の展開」同，28巻1号，1960年。「日本所得税制の史的構造」『社会科学研究』13巻6号，1962年，参照。